

健医援第 1879 号

令和 8 年 9 月 10 日

市長職務代理者設置に伴う発信者名等の表示について

現在、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定に基づき、市長職務代理者を設置しております。

小児医療費支給決定通知書は、公印押印その他の準備を完了しているものであるため、市長名及び公印の表示がなされています。

当該文書は市長職務代理者が発出するものであり、文書中の市長名及び公印については、市長職務代理者名及びその公印に訂正します。

（訂正前）

横浜市長

（訂正後）

横浜市長職務代理者

なお、当該文書の効力その他の内容に影響はありません。

（参考）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条の概要

普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平 原 敏 英